

### 第3回 地方分権改革有識者会議 議事録

---

開催日時：平成25年5月15日（水） 12：28～13：37

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館6階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、小早川光郎座長代理、柏木齊、後藤春彦、白石勝也、勢一智子、谷口尚子、古川康、森雅志の各議員

〔政府〕新藤義孝内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、坂本哲志内閣府副大臣、北村茂男内閣府大臣政務官、清水治内閣府審議官、青木信之内閣府地方分権改革推進室次長、新井豊内閣府地方分権改革推進室次長

主な議題

- 1 地方分権改革の在り方について
  - 2 国から地方への事務・権限の移譲等について
- 

（神野座長） ただいまから「地方分権改革有識者会議」の第3回会合を開催します。

議員の皆様方には、大変お忙しい中万障繰り合わせて御臨席いただきましたことを感謝いたします。

まず初めに、新藤大臣から御挨拶を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

（新藤大臣） 今回は、第3回目の「地方分権改革有識者会議」です。短い期間に頻度を上げて会合を開かせていただき、皆様方に御参集いただきましたこと、本当にありがとうございます。

本有識者会議には、すばらしい方向性を示していただいております。その中で、実際に改革をどのように進めていくかという議論があり、そのために客観的な評価及び専門的なチェックをするための部会を設けてはどうかという御提案がありました。本日は、その進め方等も含めて御議論いただき、形を作っていただきたいと思います。

これまでの御議論の中身も踏まえ、私から明日夕方の経済財政諮問会議に中間的な報告をさせていただこうと考えております。いずれにしても、これは国の成長戦略に対して非常に大きな影響を与える分野であると考えており、我が国としてどうしても進めていかなければならない分野でありますから、是非先生方に忌たんのない御意見をいただきながら、実効性のある、新しい形のものを作っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

（神野座長） どうもありがとうございました。

(報道関係者退室)

(神野座長) それでは、議事に入りたいと思います。先ほど大臣から御説明いただきましたように、本日は極めてタイトな日程のもとで、お忙しい中政務の皆様方にも時間を割いて御出席いただいておりますので、議事運営を効率的に進めたいと思います。御協力いただきますようお願いいたします。

まず、本日の会議の流れですが、お手元の議事次第にあるように、議題を2つ準備させていただきます。

議題1は「地方分権改革の在り方について」であり、議題2は「国から地方への事務・権限の移譲等について」です。それぞれ40分程度を予定させていただきます。

それでは、本日の議題の1つ目である、「地方分権改革の在り方について」、私から説明をさせていただきます。

前回の会議では、私からお示した検討試案について、議員の皆様方から御意見を頂戴いたしました。資料1は、いただいた御意見を反映させ、私のほうで地方分権改革の基本的な考え方について取りまとめたものです。可能な限り簡潔で分かりやすくするという構成は維持するよう配慮しながら、修正は最小限にとどめています。他方、これまでに頂戴した様々な御意見を取り入れるために、補足資料として資料2も準備してあります。私から説明させていただいた後、事務局から補足の説明をしていただきたいと思います。

お手元にお配りいたしました資料1「個性を活かし自立した地方をつくるために」という案を御覧いただければと思います。1ページ目については、構成は変えておりません。ビジョンのところでは3つ項目を並べておりますが、このうち「行政の質と効率を上げる」については、新藤大臣のお示しの7つのミッションを参考にしました。これは効率性の原則に当たるものです。「まちの特色・独自性を活かす」という点は、地域性の原則に当たるものです。「地域ぐるみで協働する」という点は、総合性の原則に当たるものです。さらに、アプローチということで「新たな推進体制の構築」があり、ポイントとして4つお示ししているところであります。また、議員の皆様方の御意見を反映させていただいている箇所があります。ポイントのところには挙げさせていただいている「2:基礎自治体の考え方を汲み取る」については、基礎自治体にも多様な状況があり、多様な対応、施策が可能ではないかという御意見を頂戴したので、2番目の項目として「多様な自治体の状況を踏まえる」を加えさせていただきます。

2ページは概念図を示したのですが、議員の皆様方の御意見を反映した箇所のみを説明させていただきますと、先ほど説明しましたように、効率性、地域性、総合性と3つにブレークダウンした上で、中央部上段に、「地域における責任ある判断ができるよう」という接頭語を加えさせていただき、前回のものから「地域における責任ある判断ができるよう更なる地方に対する規制緩和と権限移譲」と変更させていただきます。さらに、「幸せ」という言葉についても前回意見が出ておりましたので、中央部下

段を「住民に幸せをもたらす元気を育てる」と変えさせていただいております。ビジョン3「地域ぐるみで協働」していくというところに4つ項目がございますが、皆様方の御議論を反映させて、2つ目に「住民と自治体の相互の信頼関係」という項目を加えさせていただいております。

また、先ほど大臣からお話がありました専門部会の設置等については、議題2で説明させていただきたいと思っております。それでは、資料1については、私から説明をさせていただいたところですが、続いて事務局から資料2について補足説明をお願いいたします。

(青木次長) 簡潔に資料2について説明申し上げます。資料1の補足資料として第1回及び第2回の会議における各議員の貴重な御意見を少しでも取り込むようにまとめたものが資料2です。

1ページ目のミッションのところですが、例えばこの4行目、「自らの責任の下」という箇所は柏木議員からの御指摘に基づくものです。この段落の最後の「幸せがもたらされ、地域の元気が育まれることになる」というところは、小早川座長代理からの御指摘により加筆させていただいたものです。国・地方双方の機能強化が大事であるという古川議員の御指摘は、このミッションの最後のところに取り入れさせていただいております。ビジョンについて、小早川座長代理から指摘がありました、住民と自治体の信頼感につきましては、2ページ目の3の箇条書の上から2つ目の項目に取り入れています。

アプローチは、実務的にこのように進めていくという内容です。

3ページ目のポイントの「1 住民の想いを大切にする」という箇所の中の2つ目の項目は、今後生まれてくる世代が暮らす地域の将来という森議員の御指摘を取り入れたものです。

4つ目の項目に関しては、「住民に直に向き合って、サービスが提供される地方分権改革」の重要性等について、谷口議員から御指摘をいただいたものです。4ページ目、ポイントの2の箇条書の2つ目の項目は、様々な自治体があるので多様性をよく踏まえる必要があるという白石議員、古川議員の御指摘を取り入れたものです。ポイントの「4 広域の連携を促進する」の箇条書の1つ目の項目は、行政以外の多様なネットワークが重要であるという後藤議員の御指摘を取り入れたものです。

少し整理し難かった意見については、4ページ目の○の中に取り入れさせていただいております。1つ目の項目を「国・地方が対立構造に陥ることなく」という表現にさせていただいた点や、2つ目の項目の地方分権改革の意義をわかりやすく周知・PRする方法に関する点において、勢一議員や谷口議員の御指摘を取り入れさせていただいております。3つ目の項目は、先駆的な改革分野をフォローアップすることが重要であるという勢一議員の御指摘を取り入れさせていただいたものです。また、4つ目の項目は、なかなか難しい課題ではありますが、地方の事務・権限を増やしていくことと、その自主性・自立性を高めることの両立という小早川座長代理からいただいた御指摘を取り入れ

たものです。

5 ページは具体的な取組事項でございますが、後藤議員や谷口議員の御指摘を踏まえ、1 の3 つ目の項目は「全国一律の取組では事務・権限の移譲が進まないものにあつては、特定の地方公共団体に対して、地域を限定して、あるいは、時限的に先行して、移譲する仕組みも念頭に置いた上で、その対象として調査・審議することを検討する」といった表現にさせていただきました。資料2については、本日再度御意見をいただき、更に本日以降も御意見をいただいた上で、しかるべき段階で確定させたいと考えておりますので、各議員から御意見をいただければ大変ありがたいと思っております。

(神野座長) どうもありがとうございました。

以上で、私及び事務局からの説明を終わらせていただきます。議員の皆様方から御意見、御質問を頂戴できればと思っておりますが、いかがですか。

(小早川座長代理) 多面的な物の見方を大変きれいに整理していただいております、本当によくできていると思います。座長の御説明では、資料1が本体で、資料2はその説明文であるというように感じましたが、その扱いはまた必要に応じてこれから考えていけばいいのかなと思います。

詳しく書いてある資料2を読ませていただいたところ、文章が分かりにくいと思ったのは、1 ページから2 ページにかけてミッションとビジョンがありますが、そのうち特にビジョンの部分です。ゴシック体で書いてある1、2、3が3本柱であり、それぞれに2～3行説明があるというのはわかります。分かりにくいのは、その次に並んでいる箇条書の部分とその前の部分とどのような関係になるのかということです。箇条書のところは、「提供される」、「解消される」、「広げられる」など、受身形で書いてあるところが多く見られます。このため、改革によりもたらされる効果を記載しているのかと考えたのですが、そうではなく、ビジョンの柱を詳しく説明したものであるということですか。

(神野座長) はい。

(小早川座長代理) ビジョンは、ミッションを具体化して、何が具体的な課題かということ述べているものであるから、受身形で書くのではなくて、「～する」や、「～することが必要」のように、目指すべきものは何かという書き方にしたほうがいいのではないかと思います。

(神野座長) 「提供」で言いますと、ミッションを実現するためのブレークダウンしたビジョンであり、こういうことが実現されるという意味で、「地方自治体を通じて総合サービスが提供されるようになる」というように受身形で書いています。

(小早川座長代理) これは本有識者会議が提供するのではなく、改革が提供するのではなく、地方自治体がこういうことができるようになるということですか。

(神野座長) はい。表現ぶりは考えてみますが、そのような理解で記載しています。

(小早川座長代理) そういうことであればわかりますが、さっと読んだときに読みやす

い形にしていいただければと思います。

(神野座長) 受け身のところは全部「～されるようになる」ということです。例えば「電子行政などイノベーションの導入が促されるようになる」ということです。

(小早川座長代理) そうなるように制度を考えていくということでもよろしいですか。

(神野座長) そうです。

(小早川座長代理) 分かりました。そういうことであれば、このような書きぶりでもいいのかもしれませんが。

(神野座長) 表現ぶりは誤解のないよう書きますが、いずれにしても出来上がったビジョンを書いているということですか。

(小早川座長代理) そのことが前提だとして、一点だけ内容的に申し上げたい点があります。資料2のビジョン「1 行政の質と効率を上げる」の4つ目の項目に、重複業務の解消があります。かなり具体的であり、ここに一つ焦点が当たっていくのかと考えられます。もちろん、業務の無駄な重複を無くすことは必要ですが、それだけがここに書かれているのは、どうでしょうか。国と地方が重複して業務をしているときにその重複業務を解消するという課題もありますが、もともとの話として、その業務は国が実施しなくてもいいのではないかという意見と、国が責任を持って実施しなければならないという意見、そのような役割分担の実体論があるはずでしょう。ここでは重複の解消だけが強調されていますが。

(神野座長) それでは、ここも表現ぶりを考えてみます。ここは行政サービスの質と効率性という観点から重複をできる限り避けるということであり、小早川座長代理が念頭に置かれているような、公共サービスについて現在の融合型をやめて分離型にすることまで考えているわけではありません。効率性という観点から重複しているところを見直すということです。つまり、市町村か道府県か、必ずどちらかにすることではなく、全く同じような業務が重複する非効率を解消することですので、誤解が生じないように表現するようにいたします。

(小早川座長代理) では、お考えいただく際に付け加えていただきたいのですが、重複自体も問題ですが、どこが業務を担うべきか、あるいは分離するかしないかということは、もう一つの論点だと思います。コストの問題は別として、競合し、競争し、切磋琢磨することも事務によってはあり得る話でしょう。国と地方の分担の在り方の検討という視点を、重複業務の解消と並べて記載していただけると良いかと思います。行政の質と効率性という場合にも、国と自治体を通じた国民のための行政サービスの在り方として、何が一番目的合理的で経済的であるかを考えることになると思います。

(神野座長) 考慮させていただきます。

ほかの方はいかがですか。

(白石議員) 私達のような住民と日々向かい合っている基礎自治体にしてみると、全体的に地方の想いが入っておりまして、大変感謝申し上げたいと思います。ただ、その中

で質問があります。以前、松前町が市町村合併をしたときの経験ですが、基礎自治体も総合行政主体として地域における様々な事務を担わなければならない、例えば合併すれば専門職の職員も配置できるではないかという議論がありました。資料2の「1 行政の質と効率を上げる」の箇条書のうち「地方自治体を通じて総合的なサービス」という表現は、このような総合行政主体を念頭に置いたものでしょうか。あるいは、様々な行政サービスが総合的に与えられるという意味でしょうか。その辺の解釈をお聞きしたいと思います。

(神野座長) これは臨時行政調査会などでも使われている言葉として、分立している行政が「総合的」にできるということであり、これが市町村の任務だということです。森議員が富山市において取り組んでいるLRTは、交通政策であると同時にバリアフリー政策でもあり、また、もっと緑を増やすようにという要求もありますが、緑化政策でもあります。縦割りで行われていた行政を自治体のレベルで総合的にできるようになるという意味です。

(古川議員) これまで地方分権改革有識者会議の1回目、2回目を通じて私が発言したことも、資料には上手に取り入れていただいており大変感謝申し上げますとともに、この方向で私は良いのではないかと考えております。

ただ、お尋ねしたいこととして、中間取りまとめ、基本方針といった性格づけが資料に書かれていないのですが、これはどのように呼べばよいのかというのが一点あります。

もう一点は、本日この会議で一定の方向性や了承が得られた後、どのような形で政府の中でオーソライズされていくのかという点です。

(青木次長) 新藤大臣や神野座長は、「基本的な考え方」と呼んでいらっしゃる。

(古川議員) 資料1は基本的な考え方と考えていいですね。先ほどの資料2は何と呼べばよいでしょうか。

(新藤大臣) 資料1は、「コンセプト」でいいのではないのでしょうか。資料2は、今は中間的なものですが、最終的には本有識者会議の報告書として出すものです。そのため、資料1はコンセプトであり、資料2は本有識者会議の議論を踏まえた、より精緻な作業の報告であると考えていただければいいと思います。

(神野座長) 新藤大臣がおっしゃった言葉に尽きます。私たちがこのようなことをやっていく場合にいつも行き当たることですが、最初に、基本的なフレームワークを作っておかなければなりません。ただ、フレームワークを作るには中身を理解しておく必要があります。そうしないと、中身を議論していくにあたり、では最後に何ができるのかということになってしまい、行きつ戻りつになってしまいます。従って大きな論点、コンセプトのみ最初に示し、中身については今後の議論で詰めていきます。資料2は、前回の会議でいただいた議論などを踏まえてまとめたものです。今後、議論をしていく過程で中身を付け加え、解説していきたいと考えております。

(古川議員) わかりました。

(新藤大臣) 古川議員のお尋ねの2点目については、本有識者会議での議論を地方分権改革推進本部に上げるということです。本部は総理大臣を本部長とし、全閣僚により構成されるものであり、報告という形で本部に上げて、正式に動いていくという形にしようと考えています。まずは本有識者会議で決めて、決まった事項を私から本部に出し、そこで実行するということです。

(古川議員) わかりました。

(柏木議員) 大変よくまとめていただいたと思っております。1点だけ、資料2のビジョンの「3 地域ぐるみで協働する」の説明書きについて質問があります。考え方は大変賛成しているところですが、ほかの項は全て、主語が例えば「地方自治体が」などで始まるので読んでいて非常にわかりやすいのですが、資料2のビジョンの3の説明書きは、「地方自治体のみならず」の次に「地域の主体が」と書かれております。これは住民のことを言っておられるのか、それとも基礎自治体の中にある小さなコミュニティのことを言っておられるのか。箇条書の4つ目の項目を見ますと、官民の連携のような話がここに含まれるのかもしれませんが、より広域の連携が記載されており、現場、住民に近いところから大変大きな話までが入っているため、どこに主語があるのかが掴みづらかったです。様々な連携ということ視野に入れているのだと思いますが、その点が一般の方が読まれたときに少しわかりにくい表現になっていると思いました。

(神野座長) まさに多様な地域主体なので、住民だけではなく住民が組織しているコミュニティ、自治会、NPO及びNGOなどの様々な市民組織や、さらには企業、大学、研究機関など、全ての地域社会に集う者が主体になります。企業や研究機関を含めて多様な主体が、地域の元気を出すために活動を行います。その基本は、小早川座長代理は生活者という言葉で表現していらっしゃいましたが、住民が単なる公共サービスの消費者ではなく、積極的に地域の問題に解決するために生活者として行動するということを前提に、住民が企業、コミュニティ、自治会や様々な地域組織を通じて発言することを想定しています。そのような意味では、主語は1つではありません。

(柏木議員) 自治体が決めたことに参加するということなのか、それとも同じ立場で考えていくのかというと、今回は後者を意味すると思いますが、このまま読むと、逆に主体は地方自治体で、他の地域主体に参加してくださいと言っているように見えなくもありません。今回座長がおっしゃったような趣旨を少し強調するのであれば、その辺りを強調してもいいかなと思っております。

(神野座長) 「自治体のみならず」の表現は少し考えておきます。

(新藤大臣) 例えば「地方自治体のみならず、住民はもとより、企業、団体、研究機関など、多様性に富んだ地域の主体が」などときちんと書けばわかります。まさに柏木議員がおっしゃるとおりの意味を目指すべきだと存じます。

(神野座長) あとはいかがですか。よろしいですか。

新藤大臣が先ほどコンセプトと指摘された点を含め、方向性は大体私が提示した案で

御同意いただきました。資料2は、今後も御意見をいただき中身を少し充実させる方向で、修正の御意見などを踏まえ、書き直しながら煮詰めてまとめさせていただきたいと考えております。

資料1について、議題2で扱う後半部分は別といたしまして、御賛同いただいたということで、この取りまとめ案を本有識者会議としての取りまとめとさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(神野座長) それでは、そのようにさせていただきます。

本日の議題の2番目、「国から地方への事務・権限の移譲等について」というテーマに移りたいと思います。

まず、事務局から各府省の回答について、説明をお願いしたいと思います。

(新井次長) それでは、お手元にA3の横長の資料3があると思いますが、これを使い、各府省における事務・権限の移譲等にかかる回答について説明申し上げたいと思います。

1ページに各府省の回答の概要等をまとめた総括表がございます。こちらは、4月16日付で各府省に検討を依頼したもので、第1回の会議でも紹介したとおり、①平成21年の「出先機関改革に係る工程表」で見直すとされた事務・権限のうち、「地方への移譲その他国と地方の役割分担の見直しに関するもの」や、②平成22年の各府省の見直しで「地方に移譲するとされたもの」、③平成23年に全国知事会が「特に移譲を要望した3分野の事務・権限移譲等」、④その他、「各府省が移譲等の検討を行ったもの」について回答いただいたものです。

1ページの下の区分表というのを見ると、例えばAは移譲するもの、その中でそれが全国一律である場合や、個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲する場合等で分け、また、Bは移譲以外の見直しを行うもの、Cは国に残すもの、Dは既に措置済みのものというような区分で回答いただいたものです。①②については、これまでの検討の積み重ねにより各府省において移譲等の方向性が出されている事項もありまして、全体126の事項と整理したもののなかで、既に必要な措置がとられている29事項を除き、全体約100事項のうちの約8割については、AなりBなりという形で何らかの見直しをしていくものとされています。概して言えば、①の工程表のもの、②の各府省の見直しにかかるものについては、幾つかの例外はあるのですが、これまでのスタンスどおり、移譲するのであれば移譲するといったものを踏襲しているものがほとんどであります。一方、③の地方要望につきましては、前向きな検討を行っているという回答もある一方で、地方への移譲等が困難であるというような回答もあります。

字が小さくて申しわけありませんが、A3の分厚い資料3の中で幾つか、特に専門部会の設置の関係もありますし、地方からの関心が高いものについて紹介申し上げたいと思います。例えば19ページの下、職業安定法と書いていますが、要するにハローワークが行っている無料職業紹介事業です。御覧のとおり、職業紹介を行うハローワークと住民

福祉等を担う地方自治体の各種雇用対策との一層の連携が必要であるということで、具体的なものとしてハローワークの求人情報ネットワークに地方からアクセスできるような仕組みを創設するというような内容が書かれています。

26ページは、地方農政局の農地転用許可です。これについては農林水産省の関係ですが、このペーパーのNo.8の下の方にあるとおり、農地法の5年後の見直しというのが平成26年度にありますので、その際に対応するため、引き続き国が事務・権限を持つという区分となっています。

3つ目は、経済産業局が行っている中小企業支援及び地域産業振興ですが、こちらは長くて、30～32ページの間ぐらいに、かなり細かい項目に分かれていろいろなものが書かれています。大半のものについては引き続き国が実施するとなっていますが、中には税制関連等で、若干踏み込んだ見直しの方向性が出されているものがあります。

4つ目は、地方整備局が行っております直轄道路・河川の整備・保全についてですが、これは45～47ページのうち45ページが河川で、46ページが道路です。こちらについては言ってみれば従前のスタンスどおりですが、主に地域内交通を分担する道路、1県完結の河川については、できる限り地方に移管するとの考え方に基づいて、地方の意見も確認の上、協議・調整を進めるということでもあります。これで言うと下のほうです。ただ、一方で、右にありますように、内閣府が主導で財源のあり方などについてさらに検討していく必要があるとされております。

最後は、51ページの地方運輸局の交通体系施策の話であります。この中で例えば自家用の有償旅客運送、福祉タクシーなどについては希望する市町村に移譲していいのではないかというような方向性も出されております。一方で、その具体的な方法などについては、ページの右にあるように検討が必要とされています。

先ほど新藤大臣からもお話がございましたが、以上について、新藤大臣から政府の地方分権改革推進本部に報告させていただくとともに、地方側にも十分な検討をいただきたいと思っております。そして、事務的にさらに精査いたしますし、本有識者会議や専門部会の議論を経て、可能なものについては、夏ごろを目途に一定の結論を出すことを目指したいと考えているところです。

我々もまだ回答をいただいたばかりですが、回答だけで全て終わりだとは思っておりません。具体的にこの回答をどういうふうに具体化していくかということも大きな作業ですし、またこの回答以外にも地方からの御意見があるところをどうしていくかという問題もあると思っております。これから専門部会などを通して、様々な問題について、確認して取りまとめることができればと考えているところです。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、引き続き、私から専門部会の設置について御説明させていただければと思っております。お手元の資料で申しますと、資料4です。

1ページ目に「専門部会の設置の考え方、検討テーマ、名称、メンバーについて(案)」

という資料がございますが、こちらを御覧いただければと思います。

まず、「1 設置の考え方」ですが、「見直しの方向性は一致しているが、専門性を確保した上で具体的な内容を検討すべきだと判断する場合」と、「見直しの方向性が一致していないが、過去の検討状況を踏まえて関係者の意見等を聴きつつ、専門性を確保した上で十分に検討すべきと判断する場合」に、具体的かつ重要なテーマごとに設置するということを考えております。

具体的な設置については「2 設置する部会」に書いてありますが、第1次安倍内閣で発足いたしました地方分権改革推進委員会以降の議論の成果や、各府省の回答結果、地方の意見等を踏まえながら、まずは無料職業紹介事業に関する事務・権限の見直し、先ほど御説明がありました自家用有償旅客運送に関する事務・権限の見直しをテーマとするため、雇用対策部会と地域交通部会を設置するということにしています。

他の重要なテーマについても、専門部会の設置は継続的に検討していきたいと思っております。

「3 メンバー」を見ていただきますと、いずれの専門部会も5名程度とし、有識者議員から2名程度、各専門分野の有識者から3名程度加わっていただき、直接利害にかかわる関係者についてはメンバーとせず、ヒアリングなどによって意見を聴くことを考えております。以上が具体的な設置案でございます。

2ページは「専門部会の開催について」ということで、専門部会を開催する根拠を示しています。できれば本日この場でお諮りした上で決定させていただければと考えております。

「1 趣旨」では、地方分権の推進に関する特定の事項についての客観的な評価及び検討に資するため、専門部会を開催することができるとしております。

「2 開催」では、有識者会議で開催を決定することとしております。

「4 運営」では、専門部会は自由闊達に御議論をしていただくため非公開といたしますが、終了後にブリーフィングを行い、配布資料及び議事概要については公表するということを定めたいと考えております。

その他、関係者の出席、有識者会議への報告についても定めておりますが、以上の案で御了承いただければと思います。御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(後藤議員) 用語の問題だけなのですが、資料4の1ページで「専門部会の設置」という表現が使われていて、2ページで「専門部会の開催」という表現が使われているのですが、どういうことでしょうか。

(神野座長) 意味は同じです。

(後藤議員) 意味は同じですね。一般的な「開催」という意味、つまり、何月何日に開催するということで捉えると、それを常に有識者会議で決定するのは煩雑だと思います。

(神野座長) そのような意味ではありません。

(後藤議員) 2ページも「開催」ではなく「設置」ということですね。

(神野座長) 2ページ目についても、内実は設置です。事務局において、この言葉にこだわる理由はありますか。

(青木次長) 私どものミスに近いと思います。今の御指摘を踏まえると、2ページ目の2の見出しとその後にある「専門部会の開催」の全ての「開催」を「設置」という言葉に変えたほうがよろしいかと思えます。

(神野座長) それでいいですね。設置要綱のような形にするとかえって問題があるのであえて「開催」という表現にしたのかと考えたのですが、そのような配慮はないのですね。

(青木次長) はい。

(神野座長) わかりました。では、「設置」に統一させていただきます。

(森議員) 資料4にも書かれていますが、理解としては、とりあえずこの2つの部会において議論を詰めていこうということでもいいわけですね。

(神野座長) そうです。

(森議員) そうしますと、私の役目は、恐らく現場の実務者の立場で意見を言うことなのだろうと思えますので、上にありますハローワークの問題について、私の経験から言いますと、例えば資料3の19ページにも、「求人情報の提供を希望する地方自治体に対し、オンラインでの情報提供を義務付ける規定を設けることを検討している」とあります。富山市では以前、端末を設置して、求人情報と紹介カードまで提供していた時代はかなりの相談者が来ましたが、求人情報を提供するだけになってから、相談者は激減して、ほとんどゼロになってしまいました。ハローワークでしか紹介カードは提供できないということは一定の合理性があるとは思いますが、このように現場で起きる現象に基づくと、自治体において端末で求人情報を提供するだけでは機能しないと考えられます。この点も含めて御検討をいただければというのが1点です。

もう1点は、自家用有償旅客運送関係について資料3の51ページにあるとおり、希望する市町村に移譲するというのは大変ありがたい方向です。現在も過疎バス等は、交通事業者等の協議会での議論を経て登録する制度となっています。かなり柔軟に対応してもらい、これから地域の交通空白地帯がますます拡大して面的にも広がっていくことは確実ですので、それを埋めるように様々なことに取り組んでいます。例えば富山市では一般会計で1,600億円ほどの規模ですが、コミュニティバスを含む過疎バス等について市の単独費として2億6,000万円ほど負担していますが、負担がもっと拡大していくと思います。負担の拡大にならないよう、ルートや時間帯を見直す、デマンド型にする、NPOを交えるなど、さらに現実にやっているものとして、利用する、しないにかかわらず各家庭が年間500円～1,000円負担するというような仕組みなど様々な形態にしています。機動性を持って現場の具体的な妥当性を高めていくため、市町村で判断できること、市町村への移譲を検討すると書いていただいていることは大変ありがたいと思いま

す。資料4の専門部会の設置については、是非この方向で検討していただければと思います。

(神野座長) わかりました。どうもありがとうございます。

今の森議員のお話は、いずれにしても2つの部会については設置する方向で構わないということですね。

(森議員) ぜひお願いしたいと思います。

(神野座長) 中身についての御要望や、その部会で議論していただくことについての御要望や御意見を頂戴したということですのでいいですね。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

(勢一議員) 専門部会の件は、最初の走り出しとしては原案で私も賛成いたします。

ただ、資料4の「1 設置の考え方」において2つの場合が想定されておりまして、今の事務局の御説明等を踏まえますと、恐らく今回の2つの部会は、1つ目の場合として設置されるのだろうと考えます。その場合、専門部会では具体的にどのような制度設計が可能かという議論になるとと思いますが、今後の進め方としては、2つ目の場合に設置される専門部会の役割が大きいように感じています。

資料3において、地方が特に移譲を要望したものということで〇がついているにもかかわらず、「C(国に残すもの)」判定になっているものが相当数ありました。これらは専門部会を設置してもすぐに分権のスタイルが決まるということはないと思いますが、そこで問題の検討や課題の共有をするだけでも第一歩として役割はあると思いますので、戦略的に進めることができればよいと考えております。

(神野座長) わかりました。いかがでしょうか。

(柏木議員) 無料職業紹介関係の狙いは就業率を上げるためにどのようにマッチングの効率を上げていくかだと考えていますが、そういう意味では先ほど森議員がおっしゃったように、例えば、相談、訓練、紹介という3つの機能をどう組み合わせるかによって、就業率を上げるための取組の作り方が生まれるのではないかと考えております。従前、厚生労働省が実施していたときは、その3つの機能はもちろんありましたが、それぞれが分断された形で実施されてきました。例えば、今回地方に移管する中で、紹介の部分だけ、相談の部分だけといった、ある事務だけを単に移管するのではなく、どのような仕組みがより就業率を上げることに貢献するのかという観点を議論の中に入れていただき、就業率を上げることに對しての狙いのようなことにある程度議論を広げていただければと思っております。

(神野座長) ありがとうございます。

(古川議員) いずれの議員の方からも大変すばらしい御意見をいただいて、ぜひ実現していただければと私からも思います。

例えばハローワークについて今各議員から意見がありましたが、佐賀県はハローワー

ク特区を実験的に導入しております。実際に導入してみると、例えば正社員の就職は500人を目標にしていたのですが、実際には646人という目標を遥かに超える結果を出しておりますし、また障害者の支援についても、当初の目標の倍ぐらいの結果が出ております。

前にも申し上げたかと思うのですが、基本的に、ハローワークというか、国の機関は基本的にそうなのかもしれませんが、来庁者には丁寧な御対応をされるのですが、アウトリーチが非常に弱い。現場である地方自治体は、実際に様々な職員が求職者や障害者のところに出向き、どのような仕事ができるのか、したいのかということをお聴いています。その場で求人情報を紹介したいということで、こういうiPadのような端末に求人情報を入れて、閲覧させてもらえないかということをやっと要望していました。それが今回のお話の中では、専門部会の中で検討するとなっているのは、大変ありがたいことで、これまで認められなかったことが一歩前進していると考えます。地方が要望する理由は、単に権限が欲しいとか、予算が欲しいということではなくて、住民が望む仕事にできる限り近い情報を迅速に提供できれば住民の幸せにつながるためです。このような考え方に立ち戻ることが大切であり、その上で専門部会でも議論していくべきだろうと思っております。これまでネックになっていたことが解消できれば、いわば自治体によるハローワークが実現できるということにもつながっていくと思います。そうなれば、総合性が確保できますから、例えば生活保護と職業紹介をセットにしたサービスが現れるだろうと考えられますし、こういったことを通じて、住民の幸せにつながればいいと思っています。

残念なことに国に残すという回答が多いということについて、勢一議員からもお話がありました。そのとおりだと思います。例えば私だけではなくて地方側の要望が強い農地転用の関係については、今回も移譲が難しいという回答です。もちろん、国としてカロリーベースの自給率をどう高め、維持していくのかということは国の在り方としての大きな問題であることは承知しています。しかし、例えば、今佐賀県で問題になっている一つの例を申し上げますと、佐賀市における10ヘクタールぐらいの農地を工業団地として転用したいという話を3年間しているのですが、なかなか思うように進みません。それは優良農地だからという理由なのですが、そこは、少し雨が降るとすぐ水に浸かり圃場整備もされていない土地なのです。普通であれば優良農地の「優良」という言葉が当てはまらないのですが、なぜそれが優良農地なのかというと、一団固まった土地が10ヘクタールあるからです。つまり、一定の面積があると本当に使えるのかどうかは別にして優良農地という判断をされてしまい、なかなか転用が進まないというのが現状であります。

もちろん、農地がどうあってもいいということをおっしゃるつもりは全くありませんし、農地の有効活用は我々にとっても極めて重要な問題であります。地域にある農地についてどのような在り方が望ましいかについては、国よりも県、さらに言えば県よりも市町

村のほうがよく御存じです。そのような判断を極力尊重してスピーディに物事を決めていただくことによって、そこで働くことを期待している地元の方々に対しても良い就労の場を提供することにもつながります。農地として守るべきところは守り、ほかの使い方で国力が増進するところはほかの使い方にするということによって、より我が国としての力が増していくのではないかと考えています。農地転用の問題については、これまでも岩盤みたいなものでなかなか春は来ていないわけで、難しいことは承知の上ですが、引き続き主張していきたいと思えます。

今回いただきました御回答について、本当に短い期間で整理していただいたことに対して感謝申し上げたいと思えます。これを持ち帰って、先ほど御説明のありましたスケジュールに間に合うように意見を出し、あるいは留意する事項等を整理してみたいと思っております。

なお、国土交通省の関係で、これまで直轄河川・道路については数年間かけて協議してまいりました。佐賀県においても県内で完結する河川と道路については協議していたところですが、先ほど御説明がありましたように、財源の問題がどうなっているのかということで止まりました。前の内閣のときの話で恐縮ですが、平成23年度に全国知事会からはこういう財源のスキームでどうですかということで提案もさせていただいております。財源の話が固まらないと実際上できないと思えますので、財源のスキームについて引き続き協議を進めていければと思っています。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

議員の皆様方の御議論をまとめさせていただくと、当面、この2つの専門部会については、私の案及び「専門部会の設置について」に変更した要綱に基づいて設置させていただければと思います。ほかの専門部会の設置という御要望もあったことは承っておりますが、改革というのは、機が熟したところで変わらないと変わる時期を失いますので、これまでの議論の経緯、地方側の要望、さらには各府省からの回答等を踏まえて、当面はまず機が熟しているこの2つのテーマから手をつけさせていただきたいと考えております。御了承いただければと思います。

メンバーの選定については、座長である私が不遜ながら行うということになっております。

新藤大臣に御相談申し上げながらメンバーを決定させていただきたいと思っております。

今後の新しい専門部会の設置等については、機が熟しているかどうかを皆様の御意見を参考にしながら、新藤大臣とも御相談して、こちらから提案させていただく場合を含めて、引き続き検討させていただくことにしたいと思っております。

(新藤大臣) ありがとうございます。私から専門部会についての考え方について述べさせていただきたいと思えます。

専門部会については、成果を上げつつ、スピーディかつフレキシブルに運営していくべきだと思っています。従来は、有識者と閣僚が入って様々な議論をしており、そこが結論を出す場なのか議論する場なのか分からずに、ときには1点集中で深掘りし、しかしそれも結論を出さないという状態がありました。それを踏まえ、完全に整理したものです。

専門部会でやらなければならないことが多くありますが、その中からピックアップし、できるものはすぐに実現していきます。本日この2つの部会について合意を得られるならば、速やかに進めていきたいと思っています。

誤解のないように申し上げますと、「資料3 各府省の回答について」は、各府省から提出された回答を事務方が整理して概要としたものであり、これが生の資料ではありません。実際は、各府省から提出された生のデータを用いて議論していくこととなります。また、この資料中にあるからといって、事務・権限の移譲が進むとは限りません。地方が受けられるかという点や、国における移譲の条件など様々な事項がありますから、きちんと議論しなければならないと思います。

今後の段取りとしては、近々地方分権改革推進本部を開催し、専門部会の設置、テーマ、進め方の了解を得た時点で、各府省から提出された生のデータを公表して、専門部会で議論していただきます。専門部会では、当事者である地方自治体や各府省からのヒアリングの場を設けます。その中では、国と地方と一緒に参加してもらい、専門部会のメンバーと一緒に議論する場もあっていいと考えます。その場で決めたものは、総理大臣のリーダーシップの下で全閣僚から構成される地方分権改革推進本部で決めますので、必ず実行します。このようなスタイルをとり、これを足がかりにして解決できれば、次に進めます。今お話がありましたように岩盤となっているようなものも、なぜ困難なのかを国・地方両方そろって議論する場も作り、どのような解決ができるのかを議論していけばいいのではないかと考えています。

これがうまく回っていけば非常に大きな成果が得られるのではないかと考えています。多くの項目がありますが、できるものから進め、気がついたら随分進んだという形で進めるというイメージを共有していただけるとありがたいと思います。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、最初に申し上げたように、新藤大臣、政務の皆様方には大変厳しい時間制約のもとで御出席、御臨席いただいておりますので、引き続きで申しわけございませんが、新藤大臣から一言お願いします。

(新藤大臣) 大変に有意義な議論をいただきましてありがとうございます。これまでの議論がありましたので、皆様と意識を共有できたのではないかと考えており、本有識者会議による成果が多く生まれるのではないかと楽しみにしております。とにかくスピーディにきちんと進めていきたいと考えておりますので、引き続き御協力をお願い申し上げます。

また、私からの提案であります。こういう会議もいいのですが、一度、懇談会形式の会議もやりたいと考えておりました。さらに多方面での議論をさせていただきたいと思っております。こちら座長に御相談させていただきながら、日程を調整していただければと思います。

大変お忙しい中、精力的な御議論を賜りまして本当にありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございます。

大臣からもお心配りをいただいております。恐縮する次第でございます。

次回の会合につきましては、専門部会が走り出しますので、その状況を踏まえて後日、日程について調整させていただきたいと思っております。

それでは、本日の会合につきましてはここで終了させていただいて、この後、私から記者ブリーフィングをさせていただくことにしたいと思います。

本日の有識者会議は、これにて終了いたします。どうもありがとうございました。

以上

注：なお、11ページにおいて、専門部会の「開催」を「設置」に統一するという議論となっていたが、その後事務局で精査した結果、「開催」とすることとし、後藤議員及び座長の御了解をいただいた。